

返品調整引当金に関する明細書

(平成 令和 年分)

氏 名 _____

返品率 の計算	本年及び前年における指定事業の棚卸資産の 総売上高の合計額		①	円
	本年及び前年における指定事業の棚卸資産の 買戻しの額の合計額		②	
	返品率 (② ÷ ①)		③	%
本年分の 売買利益率 の計算	指定事業の棚卸資産の総売上高		④	円
	指定事業の棚卸資産の買戻額		⑤	
	指定事業の棚卸資産の販売による利益の総額		⑥	
	売買利益率 (⑥ ÷ (④ - ⑤))		⑦	%
繰入限度額 の計算 (⑨又は⑩ のいずれか の額)	ア	本年末における指定事業分の売掛金	⑧	円
		繰入限度額 (⑧ × ③ × ⑦)	⑨	
	イ	本年末以前2月間の指定事業の棚卸 資産の総売上高	⑩	
		繰入限度額 (⑩ × ③ × ⑦)	⑪	
本年分必要経費に算入した繰入額			⑫	

返品調整引当金に関する明細書

この明細書は、平成 30 年 4 月 1 日時点において、出版業、出版に係る取次業、医薬品（医薬部外品を含みます。）、農薬、化粧品、既製服、蓄音機用レコード、磁気音声再生機用レコード又はデジタル式の音声再生機用レコードの製造業及び卸売業（以下「指定事業」といいます。）を営む青色申告書が、平成 30 年改正前の所得税法（以下「旧所法」といいます。）第 53 条の規定による返品調整引当金の繰入れを行う場合に使用します。

この明細書は、返品調整引当金の繰入れを行う年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 「本年及び前年における指定事業の棚卸資産の総売上高」①欄には、返品調整引当金の繰入れをしようとする年及びその前年の 2 か年間における指定事業の棚卸資産（指定事業以外の事業を兼業している場合には、兼業事業の棚卸資産は除きます。）の総売上高を記載します。

(2) 本年分における「指定事業の棚卸資産の販売による利益の総額」⑥欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{④の額} - \text{⑤の額} - \text{販売手数料}$$

(3) 「本年末における指定事業分の売掛金」⑧欄には、⑦旧所法第 65 条第 3 項に規定する延払条件付販売等をした棚卸資産で、同条第 1 項本文又は第 2 項の規定の適用を受けたものに係る売掛金及び⑨雑誌の販売に関して返品債権特別勘定を設定している場合のその雑誌の販売に係る売掛金の帳簿価額を除いて記載します。

(4) 「本年末以前 2 月間の指定事業の棚卸資産の総売上高」⑩欄には、雑誌の販売に関して返品債権特別勘定を設定している場合のその雑誌の販売の対価の額を除いて記載します。

(5) 「繰入限度額」⑨欄又は⑪欄は、以下の年分に応じて「⑧×③×⑦」又は「⑩×③×⑦」に以下の計算式を追加して計算します。

申告年分	⑨欄 (⑧×③×⑦) ⑪欄 (⑩×③×⑦)
令和 3 年 (2021年) 分まで	-
令和 4 年 (2022年)	×0.9
令和 5 年 (2023年)	×0.8
令和 6 年 (2024年)	×0.7
令和 7 年 (2025年)	×0.6
令和 8 年 (2026年)	×0.5
令和 9 年 (2027年)	×0.4
令和10年 (2028年)	×0.3
令和11年 (2029年)	×0.2
令和12年 (2030年)	×0.1

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧所法第 53 条